

横浜市金沢産業振興センター施設使用申請及び施設使用上の注意事項等【定期使用】

定期使用制度は、金沢産業団地企業従業員や地域住民向けの技能向上、福利厚生を図るため、横浜市金沢産業振興センターでの各種スポーツ・文化教室、講座等の開講を促進する目的で導入した制度です。自社内会議や自己使用は対象としておりません。

毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとの申込みであって、申込者ごとに平日（休館日を含みます。）（※）のみ週1日以上のご使用に限りします。※人工芝グラウンドの使用は、火曜日から金曜日の17時から21時までの枠に限りします。

■ 使用申込方法について

直接、「横浜市金沢産業振興センター」2階の受付窓口にお申し込みください。電話又は郵送での申込みは原則的に受け付けません。

定期使用に係る教室等の事業計画書・収支予算書を添付してください。

■ 施設使用の不承認について

申請内容が定期使用の目的に合わない場合、入居者や他の施設使用者に著しく迷惑となる恐れがある場合等、定期使用を不承認とさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

■ 使用料の支払方法について

定期使用の使用料は、当月分を前々月末日までにまとめてお支払いください。天候等により使用できない場合は、中止日の使用料を翌々月請求分で調整します。ただし、人工芝グラウンドについては、定期使用の承認決定通知が交付された後は、災害その他の不可抗力等による中止を除き、定期使用者の都合による使用料の返還はすることができません。

■ 取消料について

定期使用の申請を取り止めする場合は、使用開始予定月の前々月末日までにご連絡ください。連絡のない場合は、使用料相当額を取消料として徴収させていただきます。

また、使用開始予定月の前々月末日を経過して定期使用の申請を取り消す場合も同様に、使用料相当額を取消料として徴収させていただきます。なお、人工芝グラウンドについては、災害その他の不可抗力等による中止を除き、定期使用者の都合による使用料の返還はすることができません。

※貸出設備及び貸出備品に係る使用料は、取消料の対象外となります。

※振込手数料は、使用者の負担とさせていただきます。

■ 承認の取消し等

次のいずれかに該当する場合は、当財団は、使用の承認後や使用途中であっても承認を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止することができるものとします。

- (1) 使用者が施設における秩序を乱し、又は使用により公益を害するおそれがある場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められる場合
- (3) 使用者が承認の条件に違反した場合
- (4) 大規模地震、感染症のまん延その他の非常事態により、関係機関から退避、避難その他これらに類する措置に係る発令、要請又は指示がなされた場合
- (5) 施設を使用したことがある者であって、当該使用したことがある者が使用の承認の取消し等に該当する事実を生じさせていたことがある場合
- (6) 施設の管理上支障がある場合
- (7) その他理事長が必要と認めた場合

■ 異議申立て等

上記「(1)」から「(7)」までの理由により、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは

停止されても一切異議を申し出ることはできません。

また、上記承認の取消し等により生じた損害について、当財団は、一切その責を負わないものとします。

■ 施設使用にあたっての諸注意事項

- (1) 施設使用の承認を受けた者は、第三者に貸出施設の全部又は一部を転貸してはいけません。また、使用させてもいけません。
- (2) 各施設の備品の机、椅子等は、使用后必ず元の位置に戻してください。
- (3) 職員から注意事項その他の特に指示のあった場合は、その指示に従ってください。
- (4) 注意事項等を遵守していただけない場合は、施設の使用中止、使用制限又は使用禁止とする場合があります。
- (5) 施設内での火気の使用は禁止です。
- (6) 施設使用時の怪我・事故、貴重品・手荷物等のトラブルについては、当財団は、一切その責を負わないものとします。
- (7) 故意又は過失により施設及び付帯設備機器等をき損し、又は亡失した場合は、速やかに報告してください。修理費用などは使用者に負担していただきますので、使用にあたってはスポーツ損害保険等に参加いただくことを推奨します。

■ 使用当日の取り止めについて

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、使用者に使用料を返還します。

ア 使用開始の時点で、金沢区を対象として特別警報又は警報（大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報）が発表されている場合（屋外スポーツ施設に限る。）

イ 使用開始の時点で、金沢区を対象として特別警報又は警報（暴風警報、暴風雪警報、大雪警報）が発表されている場合（室内施設に限る。）

ウ 使用開始の時点で、金沢区を対象として警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報が発令されている場合

エ 使用開始の時点で、熱中症特別警戒アラートが発表されている場合（屋外スポーツ施設及び体育館に限る。）

オ 使用開始前に雷鳴・落雷の危険、災害による停電・設備障害その他安全確保のため施設側が中止を決定した場合

カ 公共交通機関（センターから5キロ圏内）のストライキ・運休・停電等による交通障害が生じた場合

- (2) 使用開始後は使用料の返金はいりません。

■ その他注意事項

屋外スポーツ施設（人工芝グラウンド及びテニスコート）の使用の可否の連絡について

使用時に晴天でも、前日降雨等でグラウンド不良により使用できない場合があります。当財団から連絡がとれないこともありますので、予約施設の使用の可否について、電話でお確かめくださいますようお願いいたします。

その他、ご不明な点やご確認事項等がありましたらお問合せください。

【問合せ先】

〒236-0004 横浜市金沢区福浦1-5-2

公益財団法人横浜企業経営支援財団 横浜市金沢産業振興センター 2階受付

TEL: 045-782-9700 FAX: 045-782-9712

E-mail sangyo-sinko-uketuke@idec-kanazawa.jp